

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のも</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	<p>の）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、再度任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u></p>	<p>イの改正</p>
--	--	-------------

<p>ウ <u>第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>エ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条</p>	<p style="text-align: center;"><u>もの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第30号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(4) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条</p>	<p>ウの削除</p> <p>エの削除</p> <p>字句の追加</p> <p>号の追加</p>
---	--	--

第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日とが異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該

第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

字句の改正

当するとき 当該子の1歳
6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

アの追加

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が

アの繰下げ

字句の改正

<p>場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達</p>	<p>当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が<u>同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達</p>	<p>字句の改正</p> <p>イの繰下げ</p> <p>エの追加</p>
---	---	---------------------------------------

<p> <u>するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。</u> </p> <p>(1)及び(2)</p> <p>(育児休業法第2条第1項た</p>	<p> <u>するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u> </p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2)及び(3)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p> 字句の改正 </p> <p> 号の追加 </p> <p> 号の繰下げ 号の追加 </p> <p> 条の削除 </p>
---	---	---

<p><u>だし書の条例で定める期間)</u> <u>第2条の5 育児休業法第2条</u> <u>第1項ただし書の条例で定め</u> <u>る期間は、育児休業に係る子</u> <u>の出生の日の翌日から起算し</u> <u>て9週間を経過する日までの</u> <u>期間とする。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることが できる特別の事情)</p> <p><u>第3条 育児休業法第2条第1</u> <u>項ただし書の条例で定める特</u> <u>別の事情は、次に掲げる事情</u> <u>とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 育児休業の請求の際両親</u> <u>が育児休業等により子を養</u> <u>育するための計画について</u> <u>育児休業計画書により任命</u> <u>権者に申し出た職員が当該</u> <u>請求に係る育児休業をし、</u> <u>当該育児休業の終了後、当</u> <u>該職員の配偶者(当該子の</u> <u>親であるものに限る。)が</u> <u>3月以上の期間にわたり当</u> <u>該子を常態として養育した</u> <u>こと(この号の規定に該当</u> <u>したことにより当該子につ</u> <u>いて既に育児休業をしたこ</u> <u>とがある場合を除く。)</u></p> <p>(6)及び(7)</p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休</u> <u>業の期間の末日とする育児</u> <u>休業をしている非常勤職員</u> <u>が、当該育児休業に係る子</u> <u>について、再度任用される</u></p>	<p>(再度の育児休業をすることが できる特別の事情)</p> <p><u>第3条 育児休業法第2条第1</u> <u>項ただし書の条例で定める特</u> <u>別の事情は、次に掲げる事情</u> <u>とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5)及び(6)</p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された</u> <u>職員であって、当該任期の</u> <u>末日を育児休業の期間の末</u> <u>日とする育児休業をしてい</u> <u>るものが、再度任用される</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ 号の繰上げ及び 字句の改正 字句の改正</p>
---	--	---

<p><u>ことに伴い、当該再度任用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする<u>こと</u>。</p> <p>付 則 1 から10まで (略)</p>	<p><u>ことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該再度任用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする<u>こと</u>。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、64日間とする。</u></p> <p>付 則 1 から10まで (略)</p> <p><u>11 武蔵野市一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 年 月武蔵野市条例第 号)付則第2条第1項の規定により期限の延長をすることとされている職員は、定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p>条の追加</p> <p>項の追加</p>
---	---	-------------------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正並びに付則第10項の次に1項を加える改正は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対する改正前

の第3条第5号の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。